

指定短期入所生活介護事業運営規程

社会福祉法人 恵豊福社会
指定短期入所生活介護事業

社会福祉法人恵豊福祉会短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵豊福祉会が開設する指定短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(以下[事業]という。)の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め。適切な事業管理を行い要介護状態、要支援状態の高齢者等、又その家族に対し、適正な短期入所生活介護のサービスの提供を行う事を目的とする。

(事業の方針)

第2条 事業は、要介護状態、要支援状態となった高齢者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来る様、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体、精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当っては、他の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合に提供できるよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称と所在地は、次のとおりとする。

(1)名 称 社会福祉法人 恵豊福祉会
長崎県指定番号 4271100036

(2)所在地 長崎県長崎市以下宿町1912番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(指定介護老人福祉施設の管理者が兼務)
管理者は、事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者、家族に対し、事業の内容の説明を行う。
- (2) 医師 1名(指定介護老人福祉施設の嘱託医が兼務)
医師は、利用者の健康管理を主とし、適切な処置及び指導、主治医、医療機関への連絡、調整に努める。
- (3) 生活相談員 1名(指定介護老人福祉施設の生活相談員が兼務)
生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことが出来る様に利用者又は家族に対して、相談援助等の生活指導を行う。
- (4) 介護職員 40名(指定介護老人福祉施設の職員も含む)
介護職員は、利用者の自立した日常生活の援助を主とする。
- (5) 調理員 5名(指定介護老人福祉施設の職員も含む)
調理員は、利用者の適切な食事の提供をする。
- (6) 看護職員 4名(指定介護老人福祉施設の看護員が兼務)
看護職員は、主治医、医療機関と密に連絡を取り合い、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康の保持のために適切な措置を講ずる。

(7) 機能訓練指導員 1名(指定介護老人福祉施設の看護員が兼務)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(8) 管理栄養士 1名(指定介護老人福祉施設の栄養士が兼務)
管理栄養士は、利用者の嗜好、栄養量を考え、医療上の指示等を含み、実施する。

(9) 事務員 1名(指定介護老人福祉施設と兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、特別な事情が発生しない限り、年間無休とし、営業時間については、24時間とする。

(指定短期入所生活介護の利用人員)

第6条 (1) 事業所の利用人員は1日20人とする。

(2) 指定介護老人福祉施設

(事業の内容及び利用料)

第7条 事業の内容は、次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとする。

当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(1) 提供サービス

- ① 入浴
- ② 排泄
- ③ 食事
- ④ 生活指導(相談、援助等)
- ⑤ 日常動作訓練
- ⑥ 健康チェック及び指導
- ⑦ 送迎

(2) 併設型利用料(1日当たり)

要介護度に応じた施設利用サービス費(体制加算及び送迎加算等を含む)より介護保険給付額を差引いた金額と居住費、食費(所得により負担限度額)の合計金額とする。別表の通りである。
また、介護保険からの給付額に変更のあった場合は、変更された額に合わせて、負担額を変更することができる。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

① 特別な食事

利用者の希望により特別な食事を提供した場合、要した材料の実費分。

② レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加した場合に個人的に

かかった材料費の実費

③ 日常生活必要となる諸費用実費

日常生活上必要で利用者個人で使用する物についてはご負担することが適当と判断した場合は負担する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書を受けることとする。

(利用者負担額の軽減制度)

第8条 低所得者で生計が困難であると認められる者に対して、社会福祉法人恵豊福祉会が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減する。

1 軽減対象費用

この制度の軽減対象費用は、介護費用、食費及び居住費とする。

2 軽減の程度

利用者負担の4分の1（但し、利用者負担第1段階の者は2分の1）とし（1円未満の端数は切り捨て）とする。

3 軽減対象者

軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、対象者は申請をし、市町村が認めた者とする。

(1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万を加算した額以下であること。

(3) 世帯がその住居の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

(4) 負担能力のある親族等に扶養されてないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町、香焼町、平山台町、平山町、江川町、竿浦町、深堀町とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、事業の提供を受ける際には、次の事項について留意するものとする。

(1) 生活介護の中で、特に入浴等を利用する際には、自らの体調の状態を職員に報告し、事故防止に努める。

(2) 機能訓練等を実施する際、自らの体調にあわせて無理のない範囲で機能訓練を行う。

(3) 送迎サービスを利用する際には、職員の指示を守り、事故防止に努める。

(緊急時における対応方法)

第11条 利用者の急病等により急変が生じた場合は、嘱託医及び主治医へ連絡し、場合によっては、協力病院へ搬送すると共に家族へ連絡する。

2 利用者に対して非常時の場合は、利用者の家族及び管理者へ連絡すると共に、職員を連絡網により招集する。

(事故発生時の対応)

第12条 職員は、事業の提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は主治医へ連絡し、対応出来ない場合は協力病院へ搬送すると共に家族へ連絡する等の措置をする。そして市町村等関係機関へ報告する。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し防火管理者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は虐待の発生又はその再生を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的に行なうものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業所は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行なう虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(苦情の受付及び処理)

第15条 サービスの提供等について苦情について受付けております。

(1) 設置場所は事務所の窓口で受け付けることとし、苦情箱をその場所へ設置する。

(2) 担当は生活相談員、支援専門員により受け付けし、施設内に苦情委員会を設置する。

(3) 苦情委員会で解決出来ない場合は、外部の第3者機関へ依頼する。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回(但し、必要なときは随時)
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員と雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者と協議にもとづいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成15年 5月17日より施行する。
この規程は、平成16年 9月15日より施行する。
この規程は、平成17年 9月 1日より施行する。
この規程は、平成17年12月 1日より施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成19年11月 1日より施行する。
この規程は、平成20年 7月 1日より施行する。
この規程は、平成20年 8月 1日より施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成22年10月 1日より施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成24年10月 1日より施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。